

社会福祉法人 療育・自立センター

令和4年度

療育センター（あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、あかつき ・ひばり療育相談室、あかつき・ひばり歯科診療所）事業計画

はじめに

社会福祉法人療育・自立センターは、寝屋川市立療育センター（あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、あかつき・ひばり歯科診療所、あかつき・ひばり療育相談室）（以下「あかつき・ひばり園」という。）の指定管理者を平成26年に受託しⅠ期5年（平成26年度～30年度）を終え、第Ⅱ期（令和元年度～令和5年度）の4年目に入ります。

また、昭和48年にあかつき・ひばり園が開設され50年目、新生あかつき・ひばり園がその管理運営を寝屋川市から託されて9年目となります。

寝屋川市からの使命は、直営時代の「療育水準の維持・向上と寝屋川市における療育システムとネットワークにおける任務と役割をこれまでどおり遂行すること」であります。

Ⅱ期目（令和元年度～令和5年度）では、基本的に法人職員主体の運営・管理に移行し、「療育水準の維持・向上へ」、そして寝屋川市における療育システムとネットワークにおける任務と役割の遂行にあたって、より一層「地域への療育支援の体制」を強化して、改正児童福祉法（平成24年）の理念に基づく児童発達支援センターとしての任務と役割を果たし、寝屋川市の障害児福祉の向上に貢献することをめざしております。

そのためには、日々の通園療育の質向上だけでなく、当事者家族、関係者等の地域のニーズの高い地域療育支援としての「発達巡回相談」をはじめ「保育所等訪問支援」や「併行通園」及び「相談支援」並びに「居宅訪問型児童発達支援」等の拡充に努め、保育所・園、幼稚園、認定こども園など、公私を問わず寝屋川市全体の障害児保育・療育・福祉の水準向上をめざし、障害児とその保護者・家族が安心して寝屋川市で暮らせる一助となるよう全力をあげて取り組んでまいりたいと思います。

なお、職員配置は令和元年度からの自立運営の安定化を図るため、指定管理受託時の原則65名が、Ⅱ期目にむかう協議において相談支援員1名の増員が図られ66名となりました。さらに、本センターがこれまで直営時代から兼務で実施してきた併行通園担当職員に保育者1名、保育所等訪問支援体制を担当する発達相談員1名を配置して、地域療育部門の充実強化をはかり、寝屋川全市の障害児保育の発展に努めてまいりました。令和2年度からは、診療所機能の充実のため看護師1名、切れ目のない支援の充実のためリハビリ部門に作業療法士を1名新たに法人独自で配置し、総勢70名で療育水準の質・量の向上に努めてまいりました。

Ⅲ期目においては、重度化、低年齢化、多様化する障害乳幼児への対応及び医療的ケア等の通園療育の充実、併行通園、保育所等訪問支援の地域療育体制の充実、障害児相談支援事業等の充実等の課題に対応するため、今後、その体制整備の充実が求められます。

I. 運営方針

社会福祉法人療育・自立センターにおける、療育センター（寝屋川市立あかつき・ひばり園）は、あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、あかつき・ひばり療育相談室あかつき・ひばり歯科診療所の3園2施設機能で構成されています。

療育センターは、就学前障害児とその家族の福祉を増進し、発達を促進するための療育施設として、また、市の療育システム・ネットワークにおいてセンター的役割を有する施設として重要な役割を担っています。その役割を果たすことを基本理念として、関係法令に基づき、障害児の福祉の増進及び日常生活活動並びに社会的自立の基盤づくりを目指して、適切な運営・管理を行います。

また、あかつき・ひばり園に通う園児とその家族が快適に施設を利用できるよう、園児等の基本的な人権を尊重し、親切・丁寧な態度で業務を遂行していきます。

さらに、市の指導と協議のもとに、あかつき・ひばり園の事業を継承・発展させ、障害児の発達を保障し、障害の軽減・克服を実現するべく、保護者と協力・共同して事業展開を図ります。

併せて、療育センターは、社会福祉法人療育・自立センターがめざす障害児・者のための「全ライフステージを貫く支援体制の構築」の一翼を担い、切れ目のない発達支援自立支援を推進して、当事者・家族が安心して地域で暮らせるための拠点づくりにも尽力してまいります。

II. 事業内容

1. あかつき園・ひばり園・第2ひばり園における園児・家族等への支援

施設運営において、様々な専門職種が連携して障害を正しく捉え、その軽減・克服を図っていくための療育実践を推進していきます。また、保護者の思いや願いに

寄り添い、その時々適切な援助をしていきます。

(1) これまでの療育実践を継承し、その発展に努めます。

あかつき・ひばり園開設以来積み重ねてきた療育内容を継承し、子ども達の豊かな発達を保障する療育を行っていきます。

その療育支援活動は、① 保 医 育・教育、②

能訓

ィネイ

害児

理解

めの

練等)、③保、④健観療⑤相 談関援、⑥

係機関連

ト)の6つの機能による総合的な療育を提供していきます。

(2) 青年・成人期を見通した療育の内容づくりに努めます。

そのために、保育・教育機関やすばる・北斗福祉作業所等との連携を密にして、将来の発達と自立を視野に入れた障害児の療育支援に努めていきます。

① 寝 屋川市の療育システムのなかでの療育センターの役割と寝屋川市の「障

保育の現状と課題」を理解し、進路指導に生かす。

② 学 校教育との連携を図り、通常教育・支援学級、支援学校の現状と課題を

して就学支援に生かす。

③ 職員や保護者の成人施設等への見学研修等を実施

④ 療 育内容では「社会的ルール等の学習を意識した社会的経験の拡大」のた

取組をおこなう(交流保育、遠足等)。

(3) 子どもの障害・症状等を正しくとらえ、適切な療育を行っていきます。

発達診断や専門医による各種診察、各種専門スタッフによるチェック等、子どもの状態を総合的にとらえ、子どもに関わる専門スタッフが連携し、適切な療育を行っていきます。

① 発 達診断・相談 ② 1回、各種専門種診察会等適宜実施

(4) 医療的ケア(診療所機能の充実)

これまで行われてきた医療的ケアを継承し、関係医療機関や医師の指導のもとづく適正な手続きの下で実施していきます。従事医師等の充実。

① 重症心身障害児、病虚弱児等への医療的ケア、健康管理他

② 医療機関等との連携(同伴受診、紹介等)

(5) 医学的リハビリテーション(機能訓練等)

子どもの正しい運動発達を保障し、機能改善・機能獲得のための機能訓練等の充実に努めます。

そのために ① 理学療法、② 作業療法、③ 言語療法を実施します。

(6) 行事の取組み

子ども達が生活経験や社会的経験を豊かにするとともに、日頃培ってきた力を発揮する機会として、行事を実施していきます。

① 宿泊保育、運動会、保育発表会の3大行事の実施

② 遠足、焼き芋大会、クリスマス会等の中行事の実施

③ 誕生日会等の小行事の実施

(7) 保護者との協力・共同

あかつき・ひばり園の療育理念である、保護者との協力・共同の「子育て

て」、「運営」を継承した園運営を行っていきます。（運営協議会の開催、夏祭りの共催等各行事の取組み、おもちゃライブラリー等保護者会活動の支援）

員
者支
援に生かしていきます。

2. 寝屋川市の療育システムにおけるセンター的役割を継承します。

あかつき・ひばり園のセンター的役割を継承するとともに、すばる・北斗福祉作業所が果たしている障害者支援施設のセンター的役割とあわせて、障害のある人達の全ライフステージにわたる支援の充実・発展に努めます。

(1) あかつき・ひばり療育相談室

市内の障害乳幼児とその保護者に対し、発達・訓練・保健・栄養・歯科の各分野での相談・助言・訓練等を行うとともに、保育所・園および公立幼稚園の発達巡回相談を実施します。

(2) 障害児相談支援事業の充実に努めます。

(3) 児童発達支援センターの地域支援機能である保育所等訪問支援・併行通園の充実に取り組み、年々増加するニーズに対応できるよう努めます。

(4) 法人本部・豊親センター（つばさ児童デイサービスセンター）と連携した「切れ目ない支援」の充実に努めてまいります。

(5) 外出が困難な在宅の障害児の支援（居宅訪問型児童発達支援）に努めてまいります。

(6) こども部子育て支援課、保健所、教育委員会等関係機関とのネットワークにおける連携を五者協議会への参加とともに強化し、センター的役割を果たすよう努めていきます。（毎月1回、各種関係機関連携適宜実施）

3. 開設以来蓄積されてきた実践研究の成果を継承し、障害児療育のさらなる充実・発展のための研究活動に努めていきます。

① 児童の記録の保存、管理

② 療育に関する情報収集

③ 専門性向上のための研修の企画・立案等

④ 調査・研究

・「障害・症状別」発達と保育の実践検証他（大学と連携）

4. あかつき・ひばり歯科診療所

寝屋川市歯科医師会との連携・協力のもと、療育活動の一環としての歯科診療の

充実と地域歯科医療の発展に努めます。

- (1) 治療を受けられる力を培う（在園児、市内就学前児童）
- (2) 地域歯科診療所（慣れた歯科医師）での治療につなげる
- (3) 障害者歯科学会（研修、発表）に学び診療の質向上に努める
- (4) 歯科診療台の更新検討（故障増加、地域の診療に慣れるため起き上がり式への変更）

5. 園児、保護者、関係者のニーズに応える事業展開を市と協力して行っています。

- (1) 園職員との懇談、要望への回答等話し合いを定期的を実施
- (2) 市行政との懇談、要望への回答等話し合いを定期的を実施、ほか

6. 職員の配置等

国基準配置を遵守するとともに、療育水準の維持・向上に必要な職員を配置します。

また施設運営の土台としての職員の質の向上と人員の確保、組織体制の確立を図ります。

職員には、施設の運営に必要な研修等を実施します。併せて、職員のキャリア

アップと連動させた研修整備に努めます。

組織体制の検討

- ・ 重度化、低年齢化、多様化する通園療育部門、医療的ケア体制の人的配置の充実検討
- ・ ニーズが増大する併行通園の受け入れ枠拡大、専任職員の配置検討
- ・ 保育所等訪問支援の強化と専任職員配置検討
- ・ 相談支援員の適正配置検討

7. 施設運営及び管理について

- (1) 新型コロナウイルス感染症下の安全・安心な園運営の追求
- (2) 利用契約の締結など施設の利用に関する業務を行います。
 - ・ 重要事項説明、「個別支援計画」確認懇談会、計画相談他
- (3) 施設・設備・備品・車両等の維持管理保全を行います。
- (4) 利用者の安全等に関する業務を遂行します。
 - ・ 感染症予防マニュアル、新型コロナ対応マニュアル、不審者対応マニュアル等の周知徹底他
 - ・ バスキャッチの有効活用。
- (5) 全面運行委託後の通園バスの安全・効率的運行の推進
- (6) 個人情報の保護および必要な文書管理を行います。
- (7) 利用者の人権および安全を保障するために、プライバシーの擁護、個人情報の保護、危機管理、虐待防止等について全職員の間で学習を深め、取り組んでいきます。

- ・市と連携して各種研修参加等
- (8) 非常災害対策および緊急事故発生時の対応を整備し、実行します。
- ・災害対応マニュアル、BCP計画（事業継続計画）の周知・徹底、実践、定期的見直し。
 - ・避難訓練の実施、備品等の転倒防止対策、災害対策用具・用品整備、非常食の管理。
- (9) I期5年間で2回大阪府社会福祉協議会の「第三者評価」を受審しました。

今後も受審するとともに、平成30年度以降は、毎年度、国で義務付けられた児童発達支援ガイドラインに基づく「自己評価」を実施、公表し、療育水準の向上に努めています。

(10) 療育環境整備について

園児の生活空間にふさわしい環境整備を、法人として、年次的に改善してまいります。

- ・保育室トイレの年次的改善の内、ぱんだ・ペンギんクラス間トイレの改修
- ・巧技台、体育マット等老朽化の改善
- ・園東側（ひよこ～きりんクラス間）の老朽化したフェンスの改修
- ・りすクラス床貼替
- ・コロナ対策のため、トイレ手洗い器の非接触式への改修検討
- ・保育室等照明のLED化検討（全280灯に年次的に切り替え）
- ・外来者等応接の場の確保等検討
- ・女子更衣ロッカー、玄関下駄箱改善
- ・第2ひばり園床暖房改修検討
- ・歯科診療台の更新検討（診療台2台、10年経過；耐用年数7年）
- ・外壁、屋根塗装改修検討

8. 基本的人権の尊重と苦情受付・苦情解決

基本的人権の尊重を基本として、苦情受付・苦情解決に当たります。

また、苦情解決の適切な対応のために、平成26年に第三者委員会を設置し、保護者と職員OBから委員を選出し、年3回「第三者委員会」を開催するようにしています。

引き続き適切な対応に努めてまいります。

さらに、虐待防止、身体拘束等の適正化を図るため虐待防止委員会の定期開催に努めてまいります。

9. 懸案の課題への取り組みの充実

昭和48年、寝屋川市立あかつき・ひばり園が寝屋川市における唯一の障害児療育

専門施設として開設されて以来、卒園後のリハビリテーションをはじめとした

療育

の「継続支援」の要望が保護者・関係者・団体からだされて以来、概ね半世紀が経過しています。

「切れ目ない支援」への社会的なニーズの一層の高まりに対応するための施策(継続的リハビリテーション支援)を法人本部・豊親センター(つばさ児童デイサービスセンター)と連携し、事業の充実を図ります。

10. 指定管理第Ⅲ期(令和6年～10年度)の在り方について、市との協議、検討の準備を進める。

11. 施設の在り方についての検討

国において、医療型児童発達支援と福祉型児童発達支援の統合等をはじめとする、児童発達支援センターの在り方についての検討が進められており、その動向の注視と今後の在り方の検討を図る。

令和4年度 療育センター研修基本計画

I. 日々の実践の振り返りと実践力量向上

1. 日々の個人生活記録(何を書くか、ポイントのチェック、改善)→クラス会議等
2. 日誌(クラス、係の記録とポイントチェック、改善)→クラス会議等
3. ケースカンファレンス(個別支援計画、モニタリング等)
 - (1) 同職種で課題を共有 → クラス会議、グループ(クラス・相リハ)会

議

- (2) 他職種と課題を深め、広げ、共有する→合同ケース会議等
4. 職種間での会話（ちょっと質問、確認）等を通して知識、対応能力を高める

II. 新入職員研修

1. 入職前研修

- (1) 「あかつき・ひばり園の歴史」 (担当) 管理職
- (2) 「児童発達支援センターの任務と役割」 (担当) 管理職
- (3) 「寝屋川市の関係諸施設とネットワーク」 (担当) 管理職
- (4) 実習、実技研修 (担当) 管理職、クラス、係
- (5) 「職員就業規則、給与規程他」 (担当) 管理職、総務担当

2. 入職後研修(新入職員と現任教育=再学習)

- (1) 園の歴史と組織運営及び各係の任務と役割 (担当) 管理職
- (2) 運動の発達の道筋 (担当) リハビリテーション係=理学療法士
- (3) 障害の基本的知識と医療的配慮 (担当) 保健係
- (4) 発達と障害「子どもの観方、考え方」 (担当) 発達相談係
- (5) 福祉諸制度について (担当) 福祉相談係

III. 職場内相互研修

1. 療育計画 (担当) 管理職・合同三役
2. 発達の理論と実践的課題—障害・症状別
(担当) 発達相談員、(助言者) 神戸大学 木下孝司教授 (年3回)
3. 体育遊びと感覚統合 (担当) リハビリテーション係=作業療法士
4. 要医療的ケア(重心児)の療育 (担当) 保健係

IV. 講義研修

1. 人権研修関係(全職員)

- (1) 虐待防止に関する研修 講師 寝屋川市こども部(全職員)
身体拘束・施設内虐待 講師 大阪障害者センター
- (2) プライバシー保護、個人情報管理等の研修
講師 弁護士(全職員)

2. 知識と実技の研修(全職員)

- (1) 要医療的ケア児童への対応
- (2) AED(応急手当普及員)研修
- (3) 感染症対策の研修(ノロウイルス、新型コロナウイルス等への対策等)
- (4) 防災研修 講師 防災企業連合関西
- (5) 不審者侵入対応研修 講師 寝屋川警察署

V. 派遣研修

1. 各種機関主催の研修

- (1) 近畿肢体不自由児連絡協議会(各部会月1回)

- ① 保育部会 ② 言語部会 ③ 理学療法・作業療法部会 ④ 給食部会
- ⑤ 心理相談部会 ⑥ 看護部会 ⑦ 施設長研修 ⑧ 療育研究大会（2月）
- (2) 知的障害者施設協会（児童発達支援センター→ 大阪と全国）
- (3) 府関係、市関係、関係機関研修
- 2. 視察・見学・実習等への派遣
 - (1) どんぐり教室等類似施設見学
 - (2) 寝屋川市公立保育所「体験実習（障害児部会交換実習）」→1～2年の保育経験者
 - (3) 寝屋川市教育委員会「支援学級」等見学→就学児保護者と同行（同上）
 - (4) 府立支援学校見学→就学児保護者と同行（同上）
 - (5) 放課後等デイサービスの見学（同上）
- 3. 専門知識・技術の高度化に対応した療育実践展開のための派遣
 - (1) センター職員対象（全体）
 - ① 感覚統合療法入門講座
 - ② てんかん基礎講座
 - ③ 児童発達支援管理責任者講習
 - ④ 脳性まひ児療育他職種講習会
 - ⑤ 全国障害者問題研究会
 - (2) クラス支援グループ
 - ① 年齢別保育講座
 - ② 領域別保育講座
 - ③ リズム遊びの研修 講師 元公立保育所職員
 - ④ 描画・リズム・絵本・言葉 講師 神戸大学 赤木和重准教授
 - (3) 相談・リハビリテーショングループ
 - <リハビリ係（共通）>
 - ① 近代ボバース概念小児領域8週間講習会
 - ② LDセンター講演会・研修会
 - <PT>
 - ① 脳性まひに対するボバース概念インダクトリー講習会
 - ② 日本小児理学療法学会大会他
 - <OT>
 - 1 感覚統合認定講習会Aコース（基礎・評価）9日間
 - <ST>
 - ① 口腔ケア研修
 - ② ATAC研修（ATACカンファレンス）
 - ③ 摂食嚥下研修
 - <発達診断・相談>
 - ① 発達診断セミナー
 - ② 人間発達基礎講座
 - ③ 治療教育講座全22回

④ 発達診断基礎講座全4回

⑤ 事例検討会全2回

<福祉相談係>

1 相談支援従事者現任研修

② 児童虐待防止協会オープン講座（実践編）

<保健・医療>

1 応急手当普及員研修

2 重症心身障害児と医療的ケア

3 関西看護ケア研究会

4 医療的ケアに関する研修会

⑤ 呼吸状態の改善に向けた実践・排痰の技術

<給食・栄養>

1 食と健康を考えるシンポジウム

2 感染症・食中毒予防研修

3 寝屋川管内集団給食研究会

④ 調理従事者研修会（危機管理）

<歯科>

① 障害者歯科学会

4. 園運営・管理に必要な資格取得の派遣研修

(1) 相談支援従事者講習（初任者、現任者）

(2) 児童発達支援・サービス管理責任者講習

(3) 給付費、会計・経理等総務に関する派遣研修

(4) 法人関係研修

(5) キャリアアップ（管理職育成）研修

(6) 甲種防火管理者講習会

VI. その他、施設（所属長）が必要と認めたもの。